

『日本書紀』雄略天皇条の所伝と天皇の遺詔（前）

榎 本 福 寿

一 雄略天皇の遺詔と歴史

『日本書紀』（以下には『紀』と略称する）二十三年八月条がたえるところによると、雄略天皇は、崩御にさきだち、大伴室屋大連と東漢掬直の二人に詔を遺している。

この遺詔については、『隋書』（卷二）の「帝紀第二、高祖下」（つまり「高祖紀」）の仁寿三年七月条の詔と同四年七月条の遺詔との各文章の一節をつなぎあわせてほぼその全体を成りたさせていることが、つとに指摘されている。ほとんどがいわば借りものであるという成りたちが災いしているのであるが、この遺詔はあまり見向きもされない。

もちろん、日本の事情や所伝の内容上の要請などによって、手直しをほどこしてはいる。しかしそこでも、後世の知識あるいは制度をひきうつすことをなんらためらっては

いない。たとえば「高祖紀」の一節の「王公卿士、毎日闕庭、刺史以下、三時朝集」を、「臣連伴造、毎日朝參、国司郡司、随時朝集」に改めている。いま日本古典文学大系本『紀』が当該箇所にした頭注を参照してみると、「臣連伴造」について「この三者は中央の、次の国司、郡司は地方の官人。官人制度が整つてからの情景」と説く。

歴史の上では、なるほど「後世の作文」（同前）には違いないが、だからといって無意味なわけでは決してない。むしろ、そうしたなかに所伝の独自性や固有の意味をさぐるべきではないか。実際に、なかなか周到な配慮をそこにはほどこしている。すなわち、「王公卿士」を「臣連伴造」に、また「刺史以下」を「国司郡司」にそれぞれ改めるについては、日本の制度との整合性を考慮しているはずであるが、そのうえで、中央の官人と地方の官人にそれぞれ

「朝参」と「朝集」とをつかいわけているのである。「朝参」の制度をあらわす初出の例を、『紀』の舒明天皇八年七月条に次のようにつたえている。

大派王謂豊浦大臣曰「群卿及百寮、朝参已懈。自今以後、卯始朝之、已後退之。因以鐘為節」。然大臣不從。

ここにいう「朝参」も、「卯始朝之、已後退之」というように朝廷への出退時刻をさだめた記述に対応し、毎日の朝廷への出仕をあらわす。そうして出仕する「群卿及百寮」と、さきの「臣連伴造」とは明らかに通じる。「臣連伴造」を、上述のとおり中央の官人の汎称としてつかっている以上、かれらが「毎日朝参」することに、それが雄略天皇の時代の歴史であったとはいえないにせよ、内容の上ではなから矛盾はない。「高祖紀」の「毎日闕庭」との関係でいえば、その「毎日」をただ転用しているだけではなく、いわばそれは見かけのうえのことではなく、実際は、げんに制度としておこなわれていた事実にくくして、つまりそういう事実のフィルターにかけて矛盾のないかたちにおいて「朝参」と結びつけたということになる。

対句を構成する一方の「国司郡司、隨時朝集」についても、「国司の下に、従来の国造の代りに郡司を任ずることにしたのは大化改新詔」（日本古典文学大系本『紀』当該

頭注）であるから、雄略天皇の時代の歴史的事実をつたえるものではないが、そうしたかたちにおいて整合性をもつたとえば「国司郡司」をみるに、「高祖紀」の「刺史以下」をわざわざ「国司」と「郡司」との結びつきに改めたものだが、大化元年八月五日の詔の一節に（国司等）上京之時、不得多從百姓於己。唯得使從国造・郡領」とあり、上京にさいして国司は国造を伴うことができたし、げんに、大化三年八月十四日の詔の一節に、国司とその国の国造とを連ねて「今発遣国司并彼国造、可_レ以奉聞」という。この国司が上京にさいして伴うほどの国造は、大化二年正月一日の改新の詔に「其郡司、並取_レ国造性識清廉堪_レ時務者」という定めに照らして、郡司にふさわしい人物だったであろう。一方、大化二年三月十九日に「東国朝集使等」に詔をくだしているが、「朝集使は令では、毎年、施政上の雑事を中央に申告のため上京する国司をいう（公式令、朝集使条ほか）」（日本古典文学大系本『紀』当該頭注）とすれば、細かい点はともかく、これになぞらえ、くだんの「国司郡司」のまさに職務にかかわる上京にそくして「隨時朝集」というとみて恐らく誤りない。この詔のなかの一節にも「今問朝集使及諸国造等」とある。

対句をつくる二つの句の、そのいづれにあっても、しかるべき制度の裏づけをもつ改変をおこなっていることは、

もとより偶然ではない。雄略天皇の時代の歴史的事実はその制度があてはまらないことぐらい、改変をおこなうにあたって、とくと承知していたであろう。歴史的事実には忠実であることを金科玉条とする記述など歴史書のならいではなかったはずであるが、げんに歴史をかくあるものとしてつむぎ出すことを、所伝を成り立たせる一つの方法としていたというのが実態である。具体例にそくしていえば、中央の官人としては「臣連伴造」がそれにあたり、地方の官人である「国司郡司」ともども、制度として規定されているおのおのの職務に精励していたことを、そのそのようにあるべきかたちをとおしてあらわすところに、その方法による一つのかたちをとったあらわれをみることができる。歴史をそこにつむぎ出しているわけで、もちろんただの「作文」ではない。

二 遺詔における出典文の改変

雄略天皇の遺詔のほんの一部分をとりあげたにすぎないけれども、「高祖紀」の一節を借り、それに改変を加えることをとおして歴史をつむぎ出すことと、現実を実施をみている制度をそのなかにひきうつすこととは、実際には別ではない。いわば、記述を荒唐無稽からすくう担保として現実の裏づけを利用していたというのがその内実であった

ろう。歴史をつむぎ出す一つの方法として、とりわけ改変をくわえるなかにそれを積極的におこなっていることを、上述の例が強く示唆する。

念のためもう一つだけ、こんどは改変の比較的大きい箇所をとりあげてみる。死を目前にして、死じたいはなほどのことでもないが、しかし政治にはいまだ実現をみていない課題があり、それに恨みを残すと語つたなかにその例がある。改変した箇所は傍線を付し、カッコ内に「高祖紀」の原文をしめす。次の一節がそれである。

不_レ謂_レ 遘疾彌留、至_二於大漸_一。此乃、人生常分、何足_レ言及_一。但朝野衣冠、未_レ得_レ鮮麗（四海百姓、衣食不_レ豊）、教化政刑、猶未_レ尽_レ善。興_レ言念_レ此、唯以留_レ恨。

この一節の前後もほぼ「高祖紀」の原文どおりであり、そうした全体に原文そのままを借用した文がつづくなかだけに、傍線部のように改変するについては、しかるべき理由があつたとみるのが筋である。

従来も、この部分の改変に注意をはらつていたことをうかがわせる「この部分、隋書の『但四海百姓、衣食不_レ豊』に当たるのでだいぶ違う。潤色者の雄略ころに対する見方を語る。但し潤色者は、同じく高祖紀の開皇七年の『此間人物衣服鮮麗』を逆用したものである。」（日本古典文学大

系本『紀』の当該注) という指摘がある。まず出典についてかんがえてみるに、「高祖紀の開皇七年」の一節というのは、次のとおり。

(開皇七年十月) 丙寅、宴_二父老_一、上_レ極_レ歡曰「此間人物、衣服鮮麗、容止閑雅。良由_二仕官之郷_一、陶染成_レ俗也」。

蒲州(昔、舜の都した蒲坂か)に行幸したさい、その地の父老に宴を賜い、人物評をおこなったなかの一節であり、これだけでは「逆用したもの」とは決めがたい。一方、『書紀集解』は『宋書』(卷七十一)「徐湛之伝」(列伝第三十二)の次の例をあげる。

(湛之の) 門生千余人、皆_二三吳富人之子_一。資質端妍、衣服鮮麗。

この例も、着飾った衣服のあざやかな美しさをあらわす。そして二つの例とも、「鮮麗」は同じでも、「衣服」についてそれをいう点は、改変した「衣冠」と大きく異なる。

実は、そのままに「衣冠」について「鮮麗」という例が『南史』(列伝卷二十)の「何敬容伝」にある。「敬容、身長八尺、白皙美鬚眉、性矜莊、衣冠鮮麗」とあるが、さきの二例よりたしかに近いというだけで、こうした例(この例にかぎらず)を出典とみなすことには疑問がのこる。なによりも、改変した例は「朝野衣冠」といい、右にとりあ

げた例がどれも個人の「衣服」「衣冠」の美(ひいては、それを身につける人物のりっぱさ)をいうのとは本質的に違う。内容の上では、『礼記』「儒行第四十一」に儒者についていう「儒有_二衣冠中_一、動作慎、(以下略)、粥粥若_レ無能也。」というなかの「衣冠」が参考になるが、それはそれとして、「朝野衣冠」というこのかたちが、むしろ日本の衣冠の制度をそれがふまえることを示唆するであろう。衣冠の制度に関して『紀』が果たえる最初の例は、推古天皇十六年八月条にある。³⁾すなわち、大唐の使人、裴世清以下の一行を朝廷に召して使旨を奏上させたという記事の直後に、この儀礼に着用していた衣服や装飾品について次のようにつたえている。

是時、皇子諸王諸臣、悉以_二金髻花_一着_レ頭。亦衣服皆

用_二錦紫繡織及五色綾羅_一。一云、服色皆用冠色。

注の「一云、服色皆用冠色」という記事に対応するのが、三年後の推古天皇十九年の、五月五日におこなった葉狹に付随する次の記事である。

是日、諸臣服色、皆随_二冠色_一。各着_二髻花_一、則大徳小徳並用_二金_一。大仁小仁用_二豹尾_一。大礼以下用_二鳥尾_一。

「冠色」とは、推古天皇十年十二月の「始行冠位」に比ぶるであろうし、「服色」をそれにあわせている。この後、大化三年是歳条には「制_二七色一十三階之冠_一」という。た

たとえばその最上位の織冠について「以_レ織爲_レ之。以_レ繡裁_二冠之縁_一。服色並用_二深紫_一」と定めるほか、各色の冠と服とにそれぞれ細かい規定がある。最後に「此冠者、大会、饗客、四月七月齋時、所_レ着焉」という。晴れの儀礼にさいして着用する官人の正装として、冠と衣服とは、一つのセツトの関係にある。

制度の上では、この後さらに大化五年二月条の「制_二冠十九階_一」、天智天皇三年二月条の「天皇命_二大皇帝_一、宣_二増_二換冠位階名_一及氏上・民部・家部等事_一。其冠有_二廿六階_一。」「天武天皇十四年正月条の「更改_二爵位之号_一。仍増_二加階級_一」などにつづき、大宝元年の大宝令が定めた新位階制に移行する。⁽⁴⁾こうした制度のなかにあつて、「衣冠」とは、官人がみずからの所属する地位を表示する標識として着用するものであり、その地位に応じた諸種の色がある。その鮮やかな美しさは、まさに「鮮麗」と形容するにふさわしかったであろう。後の世のそうした「衣冠」になぞらえて「朝野衣冠、未_レ得_二鮮麗_一」の一句が成りたつていことは疑いをいれない。

しかも、さきにとりあげた対句の「臣連伴造、毎日朝参、国司郡司、随時朝集」が、中央の官人と地方の官人とを対応させ、それぞれ勤務に励んでいることをもって官人全体の忠勤をいうのと、この一句はあい応じる。「朝野」じた

い、朝廷と民間、あるいはもつとひろく官と民との対応をもつが、そうした対応をとおしてむしろ世間や世の中をあらわすだろうし、この点にそくしていえば、「衣冠」にしても、朝廷の制度としてのそのありかたを含め、よりひろくそれに象徴される儀礼的な意味あいをもつであろう。その「未_レ得_二鮮麗_一」という状態は、なおいまだそのあるべき高みにたちいたつてはいないということにほかならない。そこに、後につづく「教化政刑、猶未_レ尽_二善_一」との対応を考慮しているはずである。「朝野衣冠、未_レ得_二鮮麗_一」の一句がそうであるように、後の律令の時代の制度的なありかたをふまえ、そのあるべきかたをなおいまだ備えてはいないことを、その前句との対応をとおして「教化政刑、猶未_レ尽_二善_一」はあらわす。原文をそれはそのまま借用してはいるけれども、改変の余地も、また自由もあつたにもかかわらず、前句を改変することによって、むしろ積極的に借用にとどめたとみるべきであろう。改変と借用との間に本質にかかわる違いがあるわけではもとよりない。

その点では、遺詔のあれこれのすべてが、雄略天皇の遺詔そのものと化しているといつても過言ではない。改変してはいても、もはやまぎれもなく遺詔の実質的な一部になりきっている。実際に、あと二つ比較的大きい改変の例があるけれども、いずれも「高祖紀」の原文のままでは内容

上あわないところにかぎって改変をほどこしている。

(1) 今星川王(勇及秀等)、心(並)懷悖惡、行闕(友)于(既知)無(臣子之心)、所以廢黜。

(2) 大連等、民部広大、充(盈)於(國)(前对文武侍衛、具已論述)。

(1)は、原文(右の文中のカッコ内)では「皇太子勇及諸子並廢為庶人」(開皇二十年十月乙丑)および「上柱國、益州總管蜀王秀廢為庶人」(仁壽二年十二月癸巳)をいうが、星川王にそれがあてはまらないために改変したものの、(2)も、原文にいう過去の事実がなく、利用するかがり改変するほかはない。

三 遺詔と所伝とのかわり

(1)(2)ともに、改変の結果であるが、原文との内容のかわりをほとんどもってはいない。まったく独自の内容であり、そうして二つの例に共通するのが、遺詔をとりまく事情や背景、いいかえれば所伝の展開にそくして改変をおこなっている点である。改変した内容は、遺詔の直後に、その別伝承としてつたえる「一本」のその内容とあきらかに通じる。次にその「一本」の全てを抜き出してみる。

一本云、星川王、腹惡心麤、天下著聞。不幸朕崩之後、當害皇太子。汝等、民部甚多。努力相助。勿令

侮慢也。

右の文中に付した記号の(A)以下は(1)に、また(B)以下は(2)にそれぞれ対応し、なおかつ具体的で詳細な内容をあらわす。恐らく偶然ではない。(1)や(2)などの、「高祖紀」のわく内で改変をおこなっているかがりでは、制約をうけて十分には意を尽くしえないか、もしくはあらわし得ないことがらを、そうした制約から自由なかたちで集約的に伝えたものとみることができる。本文とは別に独立した「一本」の存在を額面どおり認めることには、ためらいを禁じえない。少なくとも、「本文の長大な遺詔の主旨は、この一本の遺詔につきている。一本を史料として潤色したのが、本文に採られた遺詔か。」(日本古典文学大系本『紀』の「一本」の頭注)といった見方を小稿はとらない。

もつとも、「一本」の正体をつきとめることが目的ではない。ここでは、その内容に着目する。すなわち、(B)のはじめに「汝等」ということ自体、それが誰をさすか了解しうるという前提にたつ。(2)をふまえるか、そうでなければ遺詔のそもものはじまりの「遺詔於大伴室屋大連与東漢掬直曰」と同じかたちを「一本」もとっていたことになるが、いずれにせよ、この「一本」の内容は、大連等がきわめて重要な立場にいたことを確実に裏づける。「高祖紀」の原文では、「遺詔曰」とだけあって、特定の

誰かにあてているのではない。大伴室屋大連と東漢掬直とにあてた遺詔というかたちは、まさに原文を改変した結果にほかならない。同時に、雄略天皇崩御後の事態の展開を視野のうちに入れていることをおもわせる。すなわち、雄略天皇が懸念したとおり星川皇子の乱が発生し、なおかつ、

於是、大伴室屋大連言於東漢掬直曰「大泊瀬天皇之遺詔、今將至矣。宜下遺詔奉皇太子。」(清寧天皇即位前紀)。

右のように遺詔にしたがい、大連はただちにその鎮圧にむかう。事態のこうした展開を、遺詔したいもそうだが、とりわけ改変した(1)(2)がいわば見越した内容をあらわす。

事態の展開にそくして遺詔が成り立っているということ、改めていえば、それは、遺詔の外にあっては、遺詔にそくして事態が展開していることであり、一方、遺詔の内にあることは、事態の展開を遺詔は内容にくみ入れているということにほかならない。外と内のいづれにあつても、大伴室屋大連はきわめて重要な位置をしめる。そうして遺詔の外と内とが分かちがたく対応している事實は、なかならず注目に値する。大連のばあいと同じように、遺詔のなかのとりわけ改変した部分に、遺詔の外との対応があることを強く示唆するからである。さきにとりあげた二つの例も、ともに雄略天皇の時代のかつてそのようであつたという現実

に、制度の裏付けを担保としながら言及していただけでなく、それとないあわさるかたちで、そこに雄略天皇条が伝える所伝の内容そのものを確かにふまえていたのではないか。この推測に大過なければ、それ自体、所伝の内容を考える基本的な視点となるであろう。

四 遺詔が映す雄略天皇条の所伝の特徴

さてしかし、遺詔は、過去をふり返つていわば総括したものであるから、個々の所伝に逐一対応はしない。当然といえば当然のことだが、一方、右の推測が成り立つと仮定した上でいえば、やはり個々の所伝の特徴か、もしくはそれらを貫く傾向などを色濃く反映しているとみるのが、これまた自然である。

そのことを見きわめる上にも、順序として先に、前述の例にたち返り、改変の問題とはきり離して改めてその内容をみるに、まずは「臣連伴造、毎日朝参、国司郡司、随時朝集」だが、実は、これに続く一節とたがいに密接なかわりをもつ。次のように一つのまとまりをなしている。

臣連伴造、毎日朝参、国司郡司、随時朝集。何不下警。竭心府、誠勅懇懃。義乃君臣、情兼父子。庶藉臣連智力、内外欽心、欲令普天之下、永保安樂。官人たちは、中央と地方とを問わず勤務に精励していると

いう冒頭の対句をうけて、それだから、天皇たる自分も心を尽くしねんごろに誠勅することにしよう、立場は君臣の關係だが、父子の情でつながっている。臣や連の智力、内外の歎びの心をかりて、世界のすみずみにいたるまで永く安業を維持させたいというのが、右の一節の内容のあらましである。臣下の忠勤を称揚するについても、つまりは、彼らの力をかりて天下に太平をもたらしつづけることを、雄略天皇が政治の理想としていたことをいう前提としての意味をもつはずである。臣連に二度ほど言及している通り、政治の、まさにかれらの忠勤によつて成りたつ現実と、かれらの智力に頼ろうとする理想とをいう。臣下のはたらきの大きさが、そこから自ら浮かびあがつてくる。

もう一つが、原文を大きく改変した箇所を含む「朝野衣冠、未得鮮麗。教化政刑、猶未_レ尽_レ善」という一節である。前述の通り、死を目前にしてこれらに恨みを留めるというのであるから、その状態を現実とみなしていたことになる。ただし、現実の全てではもちろんない。後の律令の時代の社会や制度のありかたをにらんだ上で、そこにいまだ到達しない恨みを留めるという点では、たぶんに思い入れもまじえていであろう。額面どおり受けとめることはできないにせよ、少くとも、現実をふり返つて、特に強く関心をよせ、実現にもつとめてきた問題をえり出ししている

(というかたちをとっている)ことは疑いをいれない。

いわば、理念のものさしをもつて現実をはかつた結果をあらわすのが、あの一節にほかならない。実際に、たとえ六年三月条に伝える「天皇欲_レ使_レ后妃親桑以勸_レ蚕事」という親蚕を勧めるころのみなどは、結局は実現をみていないようだけれども、理念に現実を少しでも近づけようとする試みの一つとみることができ。まさにこれは一例であつて、理念とはほど遠い現実がなお雄略天皇の時代を暗くふちどつていたことを、あの一節から容易に見てとることができる。げんに、所伝(即位後のものに限るが)のなかに、理念とは鋭く対立する事例を伝えているものが少なくない。それらは、しかも系統的なあらわれをみせる。雄略天皇の時代の相をその中に如実にあらわす一方、それらへの天皇の対処にそくして、この天皇の治世の特徴やすぐれて個性的な天皇像にまで光をあてるのが可能である。いまその内容に即して分類をこころみるに、ほぼ次の四つの項目にまとめることができる。

(一) 武力をもつて社会もしくは地域の安寧を乱す

(二) 天皇の權威を否定する

(三) 采女を奸淫する

(四) 官人が身分もしくは職務上の義務を懈怠する

たぶんに便宜的にたてた項目であるから、このたぐいの常

として、右の二項目以上にまたがる内容をあらわす所伝があるほか、かする程度のかかわりしかもたない所伝もある。それらには、必要に応じ補足的に説明を加えるが、もとより、右の項目にそむくわけではない。それらを含め、各項目ごとに該当する所伝について次に検討をこころみる。なお(一)だけは、説明の便宜にしたがい、国内と国外とを分け、それぞれ別個に取りあつかうことにする。

五 (一)に該当する所伝——国内

まず文石小麻呂に関する所伝がある。十三年八月条に、小麻呂について「有_レ力強_レ心、肆_レ行暴虐。路中抄劫、不_レ使_レ通行。又断_ニ商客艤舫_一、悉以奪取。兼違_ニ国法_一、不_レ輸_ニ租賦_一」とつたえる。力をたのんでほしいままに暴虐をはたらき、人の陸や海の通行を妨げたり、物を奪つたりする山賊や海賊まがいの人物であるが、この所伝の特徴は、そうした人物を「播磨国御井限人」という上に、「兼違_ニ国法_一、不_レ輸_ニ租賦_一」という点にある。素姓の知れぬ者ではなく、国の法に順い、国が課す税や賦役の義務をはたすべきたれつきとした公民であるにもかかわらず、悪行を重ね、かつまたそうした義務を怠っていることをいう。

もう一つの例は、十八年八月条につたえる伊勢の朝日郎をめぐる所伝であるが、冒頭からいきなり「(己亥朔_上戊

申)、遣_ニ物部菟代宿禰・物部目連_一以伐_ニ伊勢朝日郎_一というようにはじまる。討伐するについての理由には、このあとにもなら言及していない。その点では、さきの文石小麻呂のばあいと対照的ではある。しかしそれにも「遣_ニ春日小野臣大樹_一」とあり、文石小麻呂をこの大樹が討伐していることから、朝日郎の討伐についても、文石小麻呂のばあいとあい通じる理由を想定しうる。

もつとも、討伐の理由には、そもそも所伝は関心をよせてはいない。所伝は、力点を、朝日郎の討伐にあたる菟代宿禰と目連のこの二人の対照的なありかたをつたえるところにおく。詳細は省くとして、あらましをいえば、能射をほこる朝日郎に恐れをなし、「菟代宿禰、不_ニ敢進擊_一、相持_ニ二日一夜_一」。これとは対照的に、次のように目連は討伐を敢然とすすめ、朝日郎を斬る。

於是、物部目連、自執_ニ大刀_一、使_ニ筑紫聞物部大斧手、執_ニ楯叱_一於軍中_一俱進_上。朝日郎、乃遙見而射_ニ穿大斧手楯_一二重甲_一、并入_ニ身肉_一一寸。大斧手以_レ楯翳_ニ物部目連_一。目連即獲_ニ朝日郎_一、斬_レ之。

このあと、「菟代宿禰、羞_ニ愧不_レ克_一、七日不_ニ服命_一」とあり、所伝の最後を「天皇聞_レ之(討伐のさまの報告)怒、輒奪_ニ菟代宿禰所_レ有猪使部_一、賜_ニ物部目連_一」とむすぶ。

討伐の当初から後日譚にいたるまで、菟代宿禰の懦怯

と日連（および大斧手）の勇猛というこの対照的なありかたをきわだたせているが、つきつめていえば、そのことをとおして、とりわけ後者を、そこに焦点をあてながら強調したものにほかならない。実は、同じような強調の仕方、さきの文石小麻呂をめぐる所伝にもみることができ、討伐のさまをつたえる一節を次に抜きだす。

天皇遣_レ春日小野臣大樹_一、領_二敢死士一百_一、並持_二火炬_一、圍_レ宅而焼_レ。時、自_レ火炎中_一、白狗暴出、逐_二大樹臣_一。其大如_レ馬。大樹神色不_レ変、拔_レ刀斬_レ之。即化為_二文石小麻呂_一。

所伝が小野臣大樹の活躍に焦点をあてていることは、疑いの余地がない。「敢死士一百」の出る幕はなく、大樹一人だけで、炎のなかからとび出してくる馬のような白狗にひるむどころか平然とこれを斬るというのであるから、勇猛の名にいささかも恥じない。

そして、これにもう一つの例を加えることができる。蝦夷の反乱という、前二例とは内容をやや異にする所伝で、二十三年八月条の天皇の崩御直後に「是時、征新羅將軍吉備臣尾代、行至_二吉備国_一過_二家_一。後所_レ率五百蝦夷等、聞_二天皇崩_一、乃相謂_レ之曰、領_二制吾国_一天皇既崩。時不_レ可_レ失也。乃相聚結、侵_二寇傍郡_一」と伝えている。大勢の蝦夷の反乱を鎮圧するのが、吉備臣尾代である。反乱の当初こそ

苦戦するが、結局は、歌にみずからを「道にあふや尾代の子あもにこそ聞えずあらめ国には聞えてな」とうたつたあと「唱訖、自斬_二数人_一、更進至_二丹波国浦掛水門_一、尽道殺_レ之。」というように殺して鎮める。反乱をこうして容赦なく鎮圧する尾代の活躍が、さきの小野臣大樹や日連らのそれに並ぶことはもとより、その活躍を中心に所伝が展開していることも論をまたない。

ほかに該当する例はないはずであるが、右の三例がすべてだとすると、そのこと自体、国の内では、もはや討伐をもつばらにする時代がとうに過ぎていることをものがたる。討伐とはいえ、たとえば文石小麻呂について「兼違_二国法_一、不_レ輸_二租賦_一」といい、朝日郎にもそのことが想定しうるとおり、国家というわく組のなかにいる者に、かれの国法の違背や納税の不履行を問責し、刑罰をくわえるといった意味あいをあわせもつ。律令の時代と、そのありかたにおいて違いはない。蝦夷の反乱は特殊ではあるけれども、そもそもかれらは征新羅將軍の尾代が率い、その支配下にあつたはずであるから、「相聚結、侵_二寇傍郡_一」とはいつても、いわば身内の暴走といった性格が色こい。かれらも、国家のわく組のなかにいることにはかわりはない。

この国家というわく組の外に出ることは、なん人にもできない。そしてそのわく組のなかのそれぞれの立場におい

て、国家がもとめる役割を演じなければならぬ。前述の朝日郎の討伐にあたった二臣の、一方が怯懦、他方が勇猛というそのありかたは、国家がもとめる役割を演じきるか否かの違いに重なる。演じきれない者を罰し、演じきった者を賞したことを、所伝の結びに「輒奪菟代宿禰所_レ有猪使部_一、賜_二物部目連_一」という。後者の物部目連は連、さきの春日臣大樹と吉備臣尾代は臣という身分（姓）をもつ。国家（天皇）の命の忠実な先兵となつて活躍したこの三人の臣連と、遺詔に「庶藉_二臣連_一、内外歡心_一、欲_レ令_二普天之下_一、永保安樂_一」という臣連とは、もとより別ではない。前者を、後者はその一翼に含みこむものとしてあつたに相違ない。

六 (一) に該当する所伝——国外

国家の論理は、もちろん国と国との関係にもおよび。現実の上では、国と国との力関係を反映する外交こそ、国家の論理が卓越してあらわれるところである。その意味でも、外交にかかわる所伝は注目にあたひするし、雄略天皇条にはそれがとりわけ多い。雄略天皇より前の各天皇の時代には、神功皇后の時代は別として、分量だけでも匹敵するような所伝はない。それだけに、雄略天皇の時代を画期的な時代といつても過言ではなく、所伝の内容またそれま

ではない著しい特徴をもつ。

その典型的な例が、新羅討伐をめぐる所伝である。雄略天皇の時代以前にも、たとえば「新羅不_レ朝。即年、遣_二襲津彦_一擊_二新羅_一」（神功皇后六十二年条）、「遣_二平群木菟宿禰_一的_二戸田宿禰_一於加羅、仍授_二精兵_一詔之曰、襲津彦、久之不_レ還、必由_二新羅之拒_一而滯之。汝等急往之擊_二新羅_一、披_二其道路_一。於是、木菟宿禰等進_二精兵_一、莅_二于新羅之境_一。新羅王、愕之服_二其罪_一。乃率_二弓月之人_一、与_二襲津彦_一共來焉」（応神天皇十六年八月条）、「新羅不_レ朝貢_一。秋九月、遣_二的臣祖砥田宿禰_一・小泊瀬造祖賢遺臣_一而問_二闕_一貢之事_一。於是、新羅人懼之、乃貢獻」（以下略。仁徳天皇十七年条）などの例のほか、仁徳天皇五十三年条には、「新羅不_レ朝貢_一。夏五月、遣_二上毛野君祖竹葉瀬_一、令_レ問_二其闕_一貢_一」にはじまり、この竹葉瀬の弟、田道が新羅を征討する比較的長文の所伝をつたえている。参考のため、それを次に引用してみる。

俄且重遣_二竹葉瀬之弟田道_一、則詔之曰「若新羅距者、举_二兵擊_一之_一」。仍授_二精兵_一。新羅起_二兵而距之_一。爰新羅人、日々挑_二戰_一。田道固_レ塞而不_レ出。時、新羅軍卒一人、有_レ放_二于營外_一。則掠_二俘之_一、因問_二消息_一。対曰「有_二強力者_一。曰_二百衝_一。輕捷猛幹、每為_二軍右前鋒_一。故伺之擊_二左則敗也_一」。時、新羅空_二左備_一石。於是、

田道連^三精騎^一、擊^二其左^一。新羅軍潰之。因縱^レ兵乘^レ之、殺^二數百人^一、即虜^二四邑之人民^一以歸焉。

田道の活躍を、ここでは大寫しにえがきだしている。これまで歴代天皇が派遣した臣下のなかでは、もつとも活躍著しい。しかしその田道も、帰国したのちの仁徳天皇五十五年には、叛いた蝦夷の討伐に派遣されたが、逆に敗死する。その死後、田道の墓を蝦夷が掘ると、大蛇が墓からでてきてその毒にかかつて蝦夷の多くが死に、このことについて「故、時人云、田道雖^三既亡^一、遂報^レ讎。何死人之無知耶」という。確かに、死んでも「報讎」をとげるといふ点にも、田道が並の人物ではないことは明らかではあるけれども、蝦夷の手にかかつて敗死することや、時人の「何死人之無知耶」といった関心のよせかたなどは、田道を英雄とみることを強くためらわせるであろう。

新羅の討伐をめぐって雄略天皇条がたえる所伝は、右に抄出したそれまでの一連の所伝とは大きく異なる。だいいち、新羅討伐の理由を、一連の所伝では朝貢の欠怠ないしそれに関連することにとんと限定していたが、討伐を命じる天皇の勅（九年三月条）は、そのようには狭く限つてはいない。念のため、その全文を次にしめす。

新羅自居^二西土^一、累^レ葉称^レ臣。朝聘無^レ違、貢職允濟。逮^二乎朕之王^三天下^一、投^二身对馬^一之外、竄^二跡匿羅^一之

表^一、阻^二高麗之貢^一、吞^二百濟之城^一。況復朝聘既闕、貢職莫^レ脩。狼子野心、飽飛、飢附。以^二汝四卿^一、拜^二為^三大将^一。宜^下以^二王師^一薄伐、天罰^レ翼行^上。

雄略天皇の時代になって、新羅はそれまでの臣従し朝貢を欠かさなかつた態度をかえ、あちこちに出没し、高麗の朝貢を妨害したり、百濟の城を併呑したりする。朝聘、朝貢もせず、手なずけることもかなわず、勝手に放題だとう。これには、もちろん誇張がある。実際は、上述のとおり雄略天皇朝以前に新羅は朝貢をししばしば欠いていたし、雄略朝になつても、新羅についての最大の関心事は、朝貢するか否かにもつぱらあつたはずで、そのことを、八年二月条の、客観的な歴史記述のかたちをとる「自^二天皇即位^一、至^二于是歲^一、新羅背誕、苞直不^レ入、於^二今八年^一。而大懼^二中国之心^一、脩^二好於高麗^一」という一節が裏づける。

勅は、新羅の凶悪を誇張をまじえて強調する。それも地域の安寧、秩序に重大な脅威をあたえている点を特につよく難じている。新羅をそうして悪役に仕立てる一方、これとは対照的に、討伐を、いわば王者がおこなう正義の征伐として理想化する。その一部をとりあげてみるに、討伐に派遣する紀小弓宿禰ら四人に対して「以^二汝四卿^一拜^二為^三大将^一」とした上で、「宜^下以^二王師^一薄伐、天罰^レ翼行^上」と命じる。(A)は、「竊尋」、獯獪侵軼、暫擾^二疆陲^一。王師薄

伐、所_レ向風靡」(任彦昇「奏_三彈曹景宗」)、『文選』卷第四十)による。獯_レ獫、すなわち匈奴(実際は後魏をさす)が侵略して辺境を荒らしまわるので、これを王者の軍(実際は梁軍)が征伐すると、風のように靡くというのであるが、これじたい、『毛詩』小雅の「六月」の一節「薄伐_三玁狁、至于大原」やこの小序の一節「王于出征、以匡_三王国」をふまえる。北方の異民族の侵略から国を防衛するため正義の征伐をおこなうという伝統のかんがえに、(A)は確實にのつとる。(B)は、もともと『尚書』「甘誓」に「有扈氏威_レ侮五行、怠_三棄_三正」。天用勦_三絶其命。今予惟恭行_三天之罰」という関連する一節がある。しかしこれによるのではなく、かといって『文選』(巻第一)の「東都賦」の「龔_三行天罰、応_三天順_レ人、斯乃湯武之所_三以昭_三王業_一也」もその『尚書』の一節にそくした内容だから、これまで出典とはみなしがたい。内容の上で(B)に通じるのが、『文選』(巻第四十四)の「檄蜀文」の次の一節である。

悼_三彼巴蜀_レ独為_三匪民_一、愍_三此百姓_レ勞役未_レ已。是以、命授_三六師_一、龔_三行天罰_一。征西_一・雍州_一・鎮西諸軍、五道並進。

蜀の討伐であるが、魏の徳にいまだ与らず、労苦のうちにある人々を解放するために、六師(天子の軍隊)を授けて天罰をおこなわせるという、まさに正義の征伐であること

を強調する。「征西」「鎮西」とは、それぞれ征西將軍鄧艾、鎮西將軍鎮会をさす。これらの「西」と、新羅の位置する方角とが重なることも、これまた偶然だけでは恐らくない。

(A)(B)とも、新羅討伐の事実より、むしろ理念をもとに、それにふさわしい例を漢籍から適宜借用し、それらをおして、討伐を、さながら辺境あるいは王化にいまだ浴していない地方を侵略から解放する王者の征伐になぞらえて脚色したものにはほかならない。新羅討伐を、それによって理想化する。同じ手法を、勅のあとの討伐に送りだすくだりにもみることができ。すなわちその「遂推_レ鞞以遣」は、「臣聞、上古王者、遣_レ將也、跪而推_レ鞞曰、闕以内、寡人制_レ之、闕以外、將軍制_レ之。軍功爵賞、皆決_レ於外」(『芸文類聚』巻五十九「將師」所引『漢書』)という、將軍を討伐に遣わすさいその乗る車を王みずから推す理想のありかたになぞらえる。

新羅討伐をめぐる、天皇がそれを命じ遣わすことを、漢籍がたえる王者の征伐になぞらえて理想化することと対応するのが、臣下の活躍の英雄化である。これにも、漢籍を借用する。次にその一節をしめす。

紀小弓宿禰等、即入_三新羅_一、行屠_三傍郡_一。新羅王、夜聞_三官軍四面鼓聲_一、知_三盡得_三喙地_一、与_三數百騎_一乱走。是以大敗。小弓宿禰、追斬_三敵將陣中_一。喙地悉定、遣

衆不_レ下。

『漢書』(卷一下)「高帝紀第一下」の一節による(日本古典文学大系本『紀』の当該頭注)。小弓宿禰は、「灌嬰追斬_二羽東城_一」というように項羽を斬殺した灌嬰にあたり、彼をはじめとする將軍の英雄的な活躍によって喩地が平定されたことをいうのが右の一節である。この一節のあとにも、なお続く戦いのなかで「是夕、大伴談連及紀岡前来目連、皆力闘而死」とつたえる。しかし、このことをもって「大勢として新羅派遣の倭軍が敗北しているのに、勝利の描写を利用したために、意味に落着かないところが生じた」(日本古典文学大系本『紀』の右の引用文の頭注のつづき)とみるのは当を得ない。大伴談連の戦死は、この連に従う津麻呂の、主を戦場で失った悲痛のあまり「踏叱曰、主既已陷。何用独全。因復赴敵、同時殞_レ命」というように死地に敢然と赴く、いわば殉死にも通じる潔い行為をつたえる伏線の役割をはたしてもいる。

この津麻呂が主君の死に殉じること、そのしばらくあとの「有_レ頃、遺衆自退、官軍亦随而却」。大將軍紀小弓宿禰、值_レ病而薨」とは、恐らく無縁ではない。紀小弓宿禰を埋葬する地を得たいという求めに応じ、天皇は大伴室屋大連に勅して次のようにいう。

大將軍紀小弓宿禰、龍驤虎視、旁眺_二八維_一。掩_二討逆

節_一、折_二衝四海_一。然則、身勞_二万里_一、命墜_二三韓_一。

宜_下致_二哀矜_一、充_中視葬者_上。(以下略。九年五月条)

傍線部は、『三國志』(卷一)「魏書・武帝紀第一」の一節の借用(日本古典文学大系本『紀』の当該頭注)だが、さきの同じように『漢書』の一節をふまえた所伝にくわえ、こうして超人的に活躍したことをたたえた上で、しかしそれゆえに(「然則」)また身を勞するあまり異国で斃れたことをいう。そこには、紀小弓宿禰を、さながら皇命に殉じた悲劇的な英雄として称揚する意図があらさまである。

津麻呂の死も、この紀小弓宿禰の死も、ひつきよう新羅討伐を美化し、理想化するために付加的につたえているという一面があることは否めない。討伐にあたる紀小弓宿禰の活躍を英雄的なものとして理想化することそれは軌を一にし、かたや、新羅を、半島の安寧秩序を乱す悪者に仕立てあげることとセットをなしている。そして、これと同じセットのかたちをとるのが、八年二月条に伝える高麗討伐をめぐる所伝である。

もはやくどく説くまでもないので、ごく簡潔にあらましをいえば、八年ものあいだ朝貢を欠いた新羅が日本に恐れをいだき、高麗と手を結ぼうとすると、高麗はこれにつけこみ、武力で攻略することを策し、表むき守備の名目で精兵を新羅に配す。策謀を知った新羅が高麗の守備兵を殺す

と、高麗は出兵して新羅を侵攻する。所伝は、こうした高麗の、武力をもつて半島の安寧秩序を乱す凶悪な強国ぶりを強調する。この高麗軍を撃破するのが、膳臣らである。新羅王の救援要請をうけた任那王が新羅を救うよう勧め、膳臣らもこれに応えたものであるが、そのめざましい活躍をつたえるのが次の一節である。

膳臣等、未_レ至_レ營止。高麗諸將、未_レ与_レ膳臣等相戦、皆怖。膳臣等、乃自力勞_レ軍、令_レ軍中、促_レ為_レ攻具、急進攻之。与_レ高麗相守十余日。乃夜擊_レ險、為_レ地道、悉過_レ輜重、設_レ奇兵。会明、高麗、謂_レ膳臣等為_レ遁也、悉軍來追。乃縱_レ奇兵、步騎夾攻、大破之。このくだりは、すでに指摘（日本古典文学大系本『紀』の当該頭注）のとおり『三國志』（卷一）「魏書・武帝紀第一」の一節をつなぎあわせて全てが成りたっている。高麗という強国を撃破する描写に、それにふさわしい英雄的な活躍を伝える漢籍の一節を借用しているわけで、前述の紀小弓宿禰らが新羅の地を平定したことを伝えるのと同じ手法を、ここにもみることができる。

さらにはその同じ手法によって、所伝をえがきわけていることを、たとえば漢籍の一節をそのままごと借用している事実がものがたる。えがきわけがどこまで及んでいるのかについては、推測するほかない。新羅討伐のばあい、

討伐を古代の王の正義の征伐になぞらえているが、そうしたかたちに討伐を脚色することと、新羅のがわのその討伐をうける理由なり事情なりを、新羅を悪者に仕立てあげることをとおして強調することとは、上述のとおりセットの関係にある。そうである以上、えがきわけは所伝全体の成り立ちに深くねざすものであったに相違ない。高麗軍の攻撃から新羅を防衛する膳臣らのその活躍を伝える所伝にあつても、その事情に恐らくかわりはない。そのことは、一つの推測をさそう。すなわち、百済を舞台とする所伝もまた、新羅や高麗をめぐる所伝同様、それこそ三者三様のえがきわけのもとに成り立つのではないかと。

百済のばあい、日本がいわゆる属国として（たとえば、高麗王の「寡人聞、百済国者為_レ日本国之官家、所_レ由来_レ遠久矣。又其王入仕_レ天皇、四隣之所_レ共識也」ということばを二十年冬条につたえる）関係上、日本軍と交戦することは本来ありえない。げんに戦いはなく、だから紀小弓宿禰や膳臣らにたぐいする武将の活躍もつたえていないけれども、それにかわるのが、樟媛の活躍である。それをつたえる所伝（七年是歳条）は、ささいな自慢話から始まる。すなわち吉備上道臣田狭が自分の妻を朋友に自慢していたのを耳にした天皇は、田狭を任那国司に任じて遠ざけ、その妻を召す。田狭とその妻とのあいだにできた子

が弟君である。妻を天皇が召したと知った田狭は、救援をもとめて新羅に入る。一方、天皇に新羅の討伐と半島技術者の召致とを命じられた弟君らは、百済入りしたあと、新羅までの遠い道のりをおもんばかり、途中から討伐せずにつきかえし、技術者を集め、風待ちにかこつけて数カ月のあいだそこにとどまる。そんな折に「任那国司田狭臣、乃喜_レ弟君不_レ伐而還_レ、密使_ニ入_レ於百済_ニ、戒_ニ弟君_ニ曰_ニとあり、このなかで、天皇の身勝手と禍が必ず身に及ぶ危険とを指摘した上で「吾兒汝者、跨_ニ據百済_ニ、勿_レ使_レ通_ニ於日本_ニ。吾者據_ニ有任那_ニ、亦勿_レ通_ニ於日本_ニ」と誘う。それぞれ百済・任那を拠りどころにして日本と断交すべきことをすすめるこの誘いの直後にあるのが、次の一節である。

弟君之婦樟媛、国家情深、君臣義切。忠_ニ躰_ニ白日_ニ、節冠_ニ青松_ニ。惡_ニ斯謀叛_ニ、盜殺_ニ其夫_ニ、隱_ニ埋室内_ニ。

田狭の誘いをさしてここに「斯謀叛」という。『書紀集解』が掲出するとおり、『唐律』の十惡の「謀叛」にもとづき、たとえばその疏議に「有_レ人、謀_ニ背_ニ本朝_ニ、將_レ投_ニ蕃國_ニ」と規定する内容をあらわし、謀議の段階で犯罪として成立することをふまえてそういうとみて、恐らく誤りない。謀叛である以上、国家的な危機さえはらむ。それをふせぐために夫殺しの大罪（十惡の「惡逆」）を犯すことも躊躇しなかつた点にそくして「国家情深」以下のように

樟媛を称揚する。樟媛は、救国の英雄にゆうに並ぶうる。

事件がこの樟媛の果敢な行動によつて落着いたあと、百済が献じた技術者のその後の処遇をつたえて七年是歳条の所伝はおわる。妻の自慢話に端を発し、田狭とその子の弟君をめぐる所伝は展開し、天皇がそこに狂言回し役をつとめ、樟媛がこの展開に結着をつける。そうした樟媛の活躍を伝えることに所伝が主眼をおいていたことは疑いをいれない。それはちようど、前述の二つの所伝、すなわち対新羅戦の紀小弓宿禰らと対高麗戦の膳臣らのこの両者の英雄的な活躍を中心に展開する所伝に重なる。田狭の、任那国司というその立場、一方、その子の弟君が百済という日本の属国的な地位にある国に滞在している事情などにそくして謀叛のかたちをとり、それぞれ新羅や高麗などのばあいとあわせて三者三様にえがきわけていたに違いない。

七 まとめ、および次への橋わたし

その半島の国々に対し、中国として君臨するのが日本である。外交関係の所伝のなかに、朝鮮資料を含め、日本をときに「貴国」とはいつても、中国の呼称は、雄略天皇条の「新羅不_レ事_ニ中国_ニ」（七年是歳条）が初出の例である。この中国という位置づけが、半島の国々との関係のほとんどすべてを規定する。中国だから、その必然として、たと

えば「夫匈奴攻_レ当路塞、絶_レ和親、中国興_レ兵誅之」
〔史記〕卷一百二十「汲黯列伝」汲黯」と同様、暴逆な
新羅には誅罰をくわえ、新羅が高麗の攻撃をうけて危機に
あれば、救助もするし、そのあとに「自今以後、豈背_レ天
朝也」(八年二月条。膳臣らの言)と訓戒もたれる。百済
の文斤王の薨去後には、幼年の末多王を「勅喚_レ内裏、親
撫_レ頭面、誠勅懇懃、使_レ王_レ其国」(二十三年四月条)と
いうように王とする。高麗王でさえ、百済に対して支配者
として臨む日本の立場を容認することばを「寡人聞、百済
国者為_レ日本国之官家、所_レ由来遠久矣。又其王入仕_レ天
皇、四隣之所_レ共識也」(二十年冬条)と口にしてゐる。
結局、みづからを中国と位置づけることをてこに、朝鮮
半島の国々に対する支配や関与を正当化し、秩序がその中
国を中心に成りたつてゐるものとする。この秩序を、新羅、
高麗、百済とのそれぞれ三者三様のかかりにおいて守り
とおしたのが、あの紀小弓宿禰ら、膳臣ら、樟媛である。
樟媛については「国家情深、君臣義切。忠諭_レ白日、節冠_レ
青松」という。秩序を守ることが、国家や君に忠節をつ
くすことと一つであることを、それは明らかにものがたる。
紀小弓宿禰らや膳臣らの武将たちにひけをとらないとい
うより、かれら武将たちにたぐう人物として、所伝の展開の
まにまにそのように樟媛じしんを美化したに相違ない。

国家や君に忠節をつくすという点では、小野臣大樹ら国
内で活躍した臣下も肩をならべるはずである。国の内と外
との別は、そこにはない。遺詔の「庶藉_レ臣連智力、内外
歛心、欲_レ令_レ普天之下、永保安樂」という期待も、そ
うした国の内外にわたる臣下の活躍を、一部であるにせよ
確実にふまえてゐるに違いない。また一方、かれらがげん
に活躍している以上、さらにその活躍を必要とする状況や
余地を潜在的にはかなり残していたことになるであらう。
それを、ひいては政治、なかならず後の律令の時代の社会
や制度のありかたにそくしてなおそこにいたらないいわば
未成熟、未整備として意識にのせたのが、遺詔のあの「朝
野衣冠、未_レ得_レ鮮麗、教化政刑、猶未_レ尽_レ善」の恨みの
ことばだったとみることができぬ。

もとより、それが全てではない。さきに分類した(一)
以降の各項目も、とりどりにその恨みにかかわりをもつが、
そうしたかかわりのほか、雄略天皇の政治の特徴や天皇像、
さらには『紀』全体のなかでの巻十四の位置づけなど、な
お残る課題は、改めて別稿で検討をこころみる。

注

(一) 『古事記』や『万葉集』にも「朝參」の例がある。そ
れらが令にもとづくことを指摘した拙稿「古事記仁徳天

皇条の所伝と律令」(『古事記年報』三十五)がある。

- (2) 原則は「述而不作」(『論語』述而)であつたらうが、現実となると、たとえば裴松之が「臣松之以為、史之記言、既多潤色」。故前載所述、有非実者」矣。後之作者、又生意改之。于失実也、不亦弥遠乎」(『三国志』魏書、武帝紀第一。建安五年春正月条注)と嘆くように、「多潤色」や「生意改之」がむしろ歴史記述の常態だつたに相違ない。

- (3) 『紀』継体天皇二十三年三月条に「新羅初送女時、并遣百人為女從。受而散置諸県、令着新羅衣冠」とあり、これを「其服」に言いかえてもいる。ともに、新羅(が派遣した百人)の官人としての標識の意味をもつ。

- (4) 内田正俊氏に、古代の服色その他に関する詳細な論考「色を指標とする古代の身分秩序について」(『日本書紀研究』第十九冊)がある。

- (5) この部分を日本古典文学大系本『紀』では「庶はくは臣連の智力に藉りて、内外の心を歛びしめて」と訓む文法上、そう訓むことはできない。

- (6) 日本古典文学大系本『紀』は頭注に「礼記」「月令」の文を挙げるが、『芸文類聚』巻三十九「親蚕」にもその一文があり、これを出典とみなすべきではないか。ここには「礼記祭義曰、古者天子諸侯、必有公桑蚕室」(以下略)。祭統曰、王后蚕於北郊以供純服」などの例もつたえる。

- (7) 日本古典文学大系本『紀』の当該頭注に「蝦夷は大化前代、佐伯部に編成され、天皇の親衛軍を形成したらしい」とある。

- (8) 岸俊男氏は、「画期としての雄略朝——稻荷山鉄劍銘付考——」(岸俊男氏退官記念会編『日本政治社会史研究』上)と題する論考で「当代人が實際歴史的に雄略朝が古代の画期的な時代であつたと受け留めていたからと考えた方が妥当ではなからうか」(45頁)と説く。この論考については、別稿に取りあげる。

- (9) 日本古典文学大系本『紀』の当該頭注では「ここは、文選によるか」として「東都賦」の一節を挙げる。

- (10) 井上秀雄氏は、当該所伝の高麗軍撃退以前の記述について、「新羅史料と見ることができが」、「あるいは任那史料かも知れない」と指摘する(『日本書紀研究』第四冊、24頁)。歴史研究では原史料に言及するのが一つの傾向だが、恐らく成果はない。

- (11) 『紀』は、ほぼ「唐律」の規定どおり「反」「叛」を使い分けしている(拙稿「言向と倭建命の討伐」『古事記年報』三十四)。